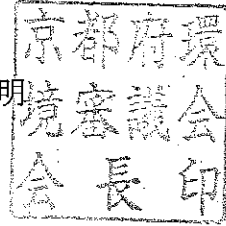


平成22年9月13日

京都府知事 山田 啓二 様

京都府環境審議会
会長 内藤 正明



水質汚濁に係る環境基準の類型指定の改定等について (答申)

平成21年11月12日付け1環管第472号で諮問の上記のことについて、
別紙のとおり答申します。

水質汚濁に係る環境基準の
類型指定の改定等について

答 申

平成 2 2 年 9 月

京都府環境審議会

1. 生活環境の保全に関する環境基準について

生活環境の保全に関する環境基準（BOD等5項目）の類型指定について、各水域の水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況、現在及び将来の利用目的等を踏まえて見直しを行った結果、より良好な水質を確保し、健全で快適な水環境の保全を図ることを目的とし、別表1のとおり改定することが適当である。

なお、今後も引き続き水域毎の水質が改定後の類型の上位の類型に係る基準値を達成し、この状態が継続していると認められるときは、水域の現在及び将来の利用目的等を十分検討の上、積極的に類型指定の改定を行うべきである。

2. 水生生物の保全に関する環境基準について

水生生物の保全に関する環境基準の類型指定について、平成21年11月に国が指定した府内水域の類型（淀川（宇治川）及び木津川：共に生物B）との整合性にも配慮し、水質、水温、水域の構造等、魚介類の生息状況等の情報を検討した結果、桂川及び由良川について、別表2のとおり設定することが適当である。

また、今後、他の水域においても本環境基準の類型指定を検討していくべきであり、そのために、環境基準項目となる全亜鉛の測定を府内の他の水域において継続するとともに、水生生物の生息等に関連するとされるクロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒド等の要監視項目の状況、水温並びに魚介類の生息状況等についても継続的に把握することが必要である。

なお、類型指定の改定等に係る検討内容、経緯等は別添参考資料のとおりである。

別表1

生活環境の保全に関する環境基準(BOD等5項目)の類型指定の改定

水系	河川(水域)	範囲	生活環境の保全に関する環境基準(BOD等5項目)の類型指定の改定
淀川水系	桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	Bイ → Aイ
	桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	Bロ → Aイ
	鴨川上流(1)	高野川合流点より上流	Aロ → Aイ
	鴨川下流	勸進橋より下流	Bハ → Aイ
山陰海岸	竹野川	全域	Bハ → Bイ
淀川水系	小畑川上流	京都市と長岡京市の境界より上流	Cロ → Aイ
	小畑川下流	京都市と長岡京市の境界より下流	Cロ → Aイ
	大谷川	全域	Eロ → Bロ
	田原川	全域	Aロ → Aイ
	園部川	全域	Aハ → Aイ
	犬飼川	全域	Bロ → Aイ
	有栖川	全域	Bハ → Aイ
	天神川	全域	Bハ → Aイ
久美浜湾	佐濃谷川	全域	Aハ → Aイ

(備考)

1. AA、A、B、C、Eは水域ごとに指定する水質の基準を示す。(具体的な基準は参考のとおり)
2. イ、ロ、ハは達成期間を示し、今後の達成見込みから3段階に区分。
(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成)

別表2

■ 水生生物の保全に関する環境基準の類型指定

水系	河川(水域)	範囲	水生生物の保全に関する環境基準の類型指定
淀川水系	桂川上流(1)	世木ダムより上流	生物A イ
	桂川上流(2)	世木ダムより下流	生物B イ
	桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	生物B イ
	桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	生物B イ
由良川水系	由良川上流	大野ダムより上流	生物A イ
	由良川下流	大野ダムより下流	生物B イ

(備考)

1. 生物A、生物Bは水域ごとに指定する水質の基準を示す。(具体的な基準は参考のとおり)
2. イ、ロ、ハは達成期間を示し、今後の達成見込みから3段階に区分。
(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成)

水質汚濁に係る環境基準の類型指定の改定等について

1 類型指定の見直し等の目的

環境基本法第16条第1項に規定する水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、水域ごとの水質汚濁の状況や利用目的等の類型に則して、維持することが望ましい行政上の目標として定められている。(現在の河川(水域)の類型指定状況は別表1のとおり。)

近年の工場排水対策や下水道整備の進捗等により河川の水質が改善してきていることなどから、より良好な水質を確保し、健全で快適な水環境の保全を目指すため、各水域の実態に応じて、類型指定の見直しを行うとともに、併せて水生生物の保全の観点からの類型指定を行おうとするものである。

2 類型指定の見直し等の内容

(1) 「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定の見直しについて

現在の類型指定について、各水域の水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況、現在及び将来の利用目的等を踏まえ、より良好な水質を確保し、健全で快適な水環境の保全を図ることを基本に、必要な見直しを行う。

▶ 具体的な見直しの手法

京都府が指定している全ての水域(30河川、37水域)を対象に、次の要件により見直しを行った。

- それぞれの水域について、原則として、B類型以下では5年間以上、A類型では10年間以上安定して上位の基準を満足している水域については、上位類型へ改定を行う。
また、類型の達成状況に応じ、達成期間についても見直しを行う。
- 見直しに当たっては、階段、スロープ、遊歩道や飛び石等、地域住民が水に親しむことの出来る場とするための親水施設の整備が進められるなどの利用目的の多様化等の状況を考慮する。

▶ 見直しの検討結果

府が所管する水域(37 水域)のうち、9 水域について上位方向への類型指定の改定を行う。

また、5 水域について達成期間のみの改定を、併せて行う。

現行類型		見直し後の類型指定	
A A 類型	3 水域	A A 類型	3 水域
A 類型	2 4 水域	A 類型	3 2 水域
B 類型	7 水域	B 類型	2 水域
C 類型	2 水域		
E 類型	1 水域		

類型指定の一覧は別表 2 のとおり。

(2) 「水生生物の保全に関する環境基準」による新たな類型の指定について

国が指定した水域の類型指定（淀川（宇治川）及び木津川、H21.11 指定）との整合性も考慮し、水生生物の保全を図るため類型を新たに指定する。

▶ 具体的な類型指定の手法

府内の主要河川である桂川及び由良川を対象に、水質、水温、水域の構造等、魚介類の生息状況等の情報を収集し、これらを踏まえて水域ごとに適当と考えられる類型を検討した。（検討状況は別紙のとおり。）

▶ 類型指定の検討結果

桂川及び由良川の水域ごとに次のとおり類型指定を行う。

類型	河川（水域）
生物 A	桂川上流(1)及び由良川上流
生物 B	桂川上流(2)、桂川下流(1)、桂川下流(2)及び由良川下流

類型指定の一覧は別表 3 のとおり。

別表1

生活環境の保全に関する環境基準(BOD等5項目)の類型指定の現状及び環境基準達成状況

水系	河川(水域)	範囲	生活環境の保全に関する環境基準 (BOD等5項目)			
			類型	達成期間	現類型の 達成状況 ★1	上位類型の 達成状況 ★2
淀川水系	桂川上流	渡月橋より上流	A	イ	○	×(AA)
	桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	B	イ	○	○(A)
	桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	B	ロ	○	○(A)
	鴨川上流(1)	高野川合流点より上流	A	ロ	○	×(AA)
	鴨川上流(2)	高野川合流点から勧進橋まで	A	イ	○	×(AA)
	鴨川下流	勧進橋より下流	B	ハ	○	○(A)
由良川水系	由良川上流	大野ダムより上流	AA	イ	○	
	由良川下流	大野ダムより下流	A	イ	○	×(AA)
阿蘇海	野田川	全域	A	ロ	×	
山陰海岸	竹野川	全域	B	ハ	○	×(A)
淀川水系	小畑川上流	京都市と長岡京市の境界より上流	C	ロ	○	○(A)
	小畑川下流	京都市と長岡京市の境界より下流	C	ロ	○	○(A)
	大谷川	全域	E	ロ	○	○(C)
	高野川上流	花園川合流点より上流	AA	イ	○	
	高野川下流	花園川合流点より下流	A	イ	○	×(AA)
	清滝川	全域	AA	イ	○	
	田原川	全域	A	ロ	○	×(AA)
	弓削川	全域	A	イ	○	×(AA)
	園部川	全域	A	ハ	○	×(AA)
	犬飼川	全域	B	ロ	○	○(A)
	有栖川	全域	B	ハ	○	○(A)
	天神川	全域	B	ハ	○	○(A)
	和東川	全域	A	イ	○	×(AA)
	由良川水系	棚野川	全域	A	イ	○
高屋川		全域	A	イ	○	×(AA)
上林川		全域	A	イ	○	×(AA)
八田川		全域	A	イ	×	
犀川		全域	A	イ	×	
土師川		全域	A	イ	○	○(AA)
牧川		全域	A	イ	○	×(AA)
舞鶴湾	宮川	全域	A	イ	○	×(AA)
	伊佐津川	全域	A	イ	○	×(AA)
宮津湾	河辺川	全域	A	イ	○	×(AA)
	大手川	全域	A	ロ	×	
山陰海岸	福田川	全域	A	イ	×	
	宇川	全域	A	イ	○	×(AA)
久美浜湾	佐濃谷川	全域	A	ハ	○	×(AA)

※ 府が指定する水域について記載

※ AA、A、B、C、Eは水域ごとに指定する水質の基準を示す。(具体的な基準は参考のとおり)

※ イ、ロ、ハは達成期間を示し、今後の達成見込みから3段階(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成)に区分

★1 現類型の達成状況とは、現在指定されている類型を国の示す評価方法に従いBOD値で5年間又は10年間以上連続で達成している場合を○、していない場合を×と表記

★2 上位類型とは現在指定されている類型よりも1段階(小畑川上・下流、大谷川は2段階)上位の類型を国の示す評価方法に従いBOD値で5年間又は10年間以上連続で達成している場合を○、していない場合を×と表記

(参考)

生活環境の保全に関する環境基準 (河川の抜粋)

(1) BOD等5項目

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イ オン濃 度(pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌群 数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下	水域類 型ごと に指定 する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml 以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN /100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2 mg/l 以上	—	

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2) 水生生物の保全に関する環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当 水域
		全垂鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	水域類 型ごと に指定 する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要 な水域	0.03mg/l 以下	

別表2

■ 生活環境の保全に関する環境基準(BOD等5項目)の類型指定の改定

水系	河川(水域)	範囲	生活環境の保全に関する環境基準(BOD等5項目)の類型指定の改定
淀川水系	桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	Bイ → Aイ
	桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	Bロ → Aイ
	鴨川上流(1)	高野川合流点より上流	Aロ → Aイ
	鴨川下流	勸進橋より下流	Bハ → Aイ
山陰海岸	竹野川	全域	Bハ → Bイ
淀川水系	小畑川上流	京都市と長岡京市の境界より上流	Cロ → Aイ
	小畑川下流	京都市と長岡京市の境界より下流	Cロ → Aイ
	大谷川	全域	Eロ → Bロ
	田原川	全域	Aロ → Aイ
	園部川	全域	Aハ → Aイ
	犬飼川	全域	Bロ → Aイ
	有栖川	全域	Bハ → Aイ
	天神川	全域	Bハ → Aイ
久美浜湾	佐濃谷川	全域	Aハ → Aイ

(備考)

1. AA、A、B、C、Eは水域ごとに指定する水質の基準を示す。(具体的な基準は参考のとおり)
2. イ、ロ、ハは達成期間を示し、今後の達成見込みから3段階に区分。
(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成)

別表3

■ 水生生物の保全に関する環境基準の類型指定

水系	河川(水域)	範囲	水生生物の保全に関する環境基準の類型指定
淀川水系	桂川上流(1)	世木ダムより上流	生物A イ
	桂川上流(2)	世木ダムより下流	生物B イ
	桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	生物B イ
	桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	生物B イ
由良川水系	由良川上流	大野ダムより上流	生物A イ
	由良川下流	大野ダムより下流	生物B イ

(備考)

1. 生物A、生物Bは水域ごとに指定する水質の基準を示す。(具体的な基準は参考のとおり)
2. イ、ロ、ハは達成期間を示し、今後の達成見込みから3段階に区分。
(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成)

別紙

水生生物の保全に関する環境基準の類型指定のための検討状況

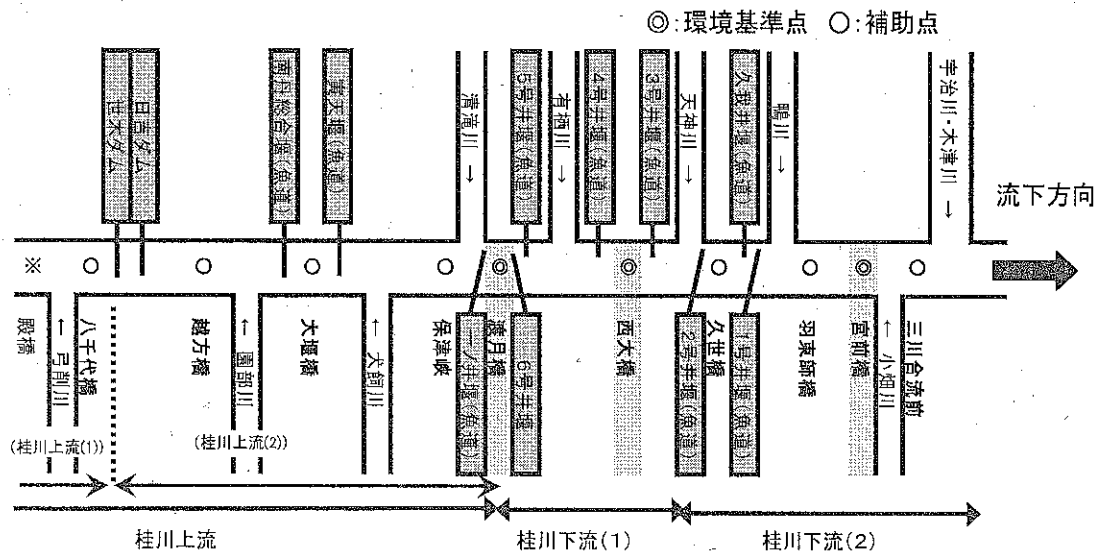
(1) 桂川

【過去5年間の測定データ】

水域名	桂川上流				桂川下流(1)		桂川下流(2)			
	八千代橋 (補助点)	越方橋 (補助点)	大堰橋 (補助点)	保津峡 (補助点)	渡月橋 (基準点)	西大橋 (基準点)	久世橋 (補助点)	羽東師橋 (補助点)	宮前橋 (基準点)	三川合流前 (補助点)
BOD75%値(mg/L)	0.6	1.0	1.3	1.3	0.9	1.2	1.0	1.5	1.4	1.8
全亜鉛(mg/L)	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.019	0.018	0.033
最高水温(°C)	26.1	24.6	24.0	24.0	26.6	29.4	28.3	28.9	29.4	26.1
平均水温(°C)	16.8	15.1	14.8	15.3	16.8	18.2	18.4	19.4	19.5	18.8

※データは過去5年間の平均値(全亜鉛は年間平均値の平均値)

【河川構造等の状況】



【水生生物の生息状況 (既存資料調査結果)】

生物	世木ダムより上流		桂川上流	桂川下流(2)
	ヒアリング※1	殿橋	渡月橋	宮前橋
生物A	アマゴ カジカ		カジカ	
生物B	ウナギ		ウナギ	
	コイ		コイ	コイ
	フナ類		フナ類	フナ類
	オイカワ	オイカワ	オイカワ	オイカワ
	ウグイ	ウグイ	ウグイ	
	ドジョウ		ドジョウ	ドジョウ
	ナマズ	ナマズ	ナマズ	ナマズ
	カワヨシノボリ	カワヨシノボリ	カワヨシノボリ	
		トウヨシノボリ	トウヨシノボリ	
		カワヨシノボリ	カワヨシノボリ	
		テナガエビ		
		スジエビ	スジエビ	
		マシジミ		

太字 : 数が多く見られた種

※1 ヒアリング・・・殿橋より上流では既存調査が行われていなかったため、上桂川漁協へのヒアリング調査結果を記載

※2 桂川下流(1)では既存調査が行われていなかった。

以上の水質の状況、水温の状況、水域の構造等の状況、魚介類の生息状況等から、桂川上流は現在の類型指定の水域区分で一括するのではなく、桂川上流を世木ダムを境に2水域に区分し、上流部を桂川上流(1) (環境基準点：八千代橋) とし生物A、下流部である桂川上流(2) (環境基準点：渡月橋) 並びに桂川下流(1) (環境基準点：西大橋) 及び桂川下流(2) (環境基準点：宮前橋) を生物Bとすることが適当であると考えられました。

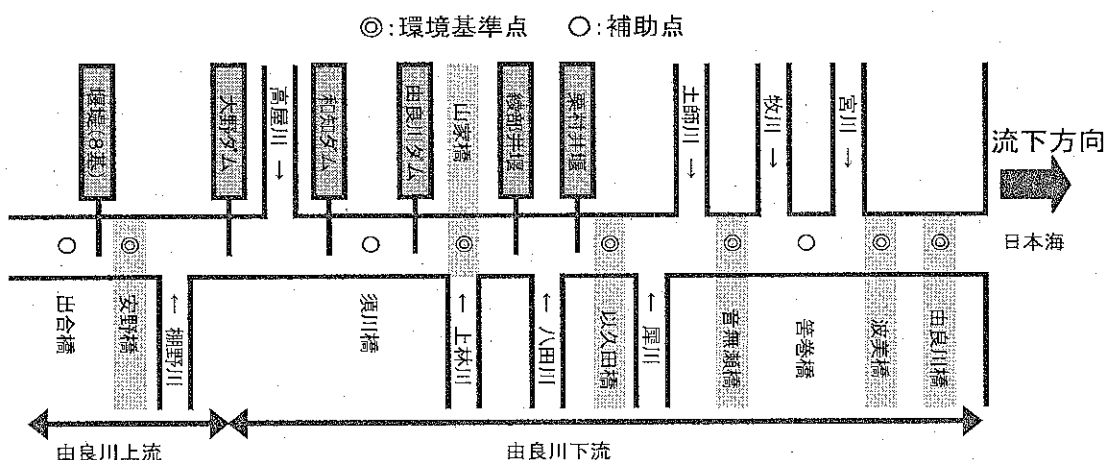
(2) 由良川

【過去5年間の測定データ】

地点名	由良川上流		由良川下流							
	出合橋 (補助点)	安野橋 (基準点)	大野ダム下 (補助点)	須川橋 (補助点)	山家橋 (基準点)	以久田橋 (基準点)	音無瀬橋 (基準点)	善巻橋 (基準点)	波美橋 (基準点)	由良川橋 (基準点)
BOD75%値(mg/L)	0.8	0.8	0.9	1.1	1.4	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7
全亜鉛(mg/L)	0.003	0.003	0.004	0.003	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005
最高水温(°C)	20.8	24.0	23.6	24.1	26.4	26.4	27.6	27.0	28.1	28.0
平均水温(°C)	12.2	13.4	14.7	15.3	15.1	15.2	16.4	17.0	16.3	16.4

※データは過去5年間の平均値(全亜鉛は年間平均値の平均値)

【河川構造等の状況】



【水生生物の生息状況 (既存資料調査結果)】

水域	由良川上流		由良川下流
	出合橋～安野橋	菟野川合流点上流	須川橋付近、以久田橋、音無瀬橋、善巻橋、波美橋、由良川橋
生物A	ヤマメ アマゴ カジカ	ヤマメ アマゴ カジカ	
生物B	ウナギ コイ オイカワ ウグイ ドジョウ ナマズ トウヨシノボリ カワヨシノボリ	 オイカワ ウグイ カワヨシノボリ	ウナギ コイ フナ類 オイカワ ウグイ ドジョウ ナマズ ボラ トウヨシノボリ カワヨシノボリ テナガエビ スジエビ モクズガニ マシジミ ヤマトシジミ

太字: 数が多く見られた種

※出合橋～安野橋結果には確認種の数量データはない。

以上の水質の状況、水温の状況、水域の構造等の状況、魚介類の生息状況等から、由良川は現在の類型指定の水域で区分し、由良川上流(環境基準点:安野橋)を生物A、由良川下流(環境基準点:山家橋、以久田橋、音無瀬橋、波美橋、由良川橋)を生物Bとすることが適当と考えられました。

水質汚濁に係る環境基準の類型指定一覧

水系	河川(水域)	範囲	生活環境の保全に関する環境基準(BOD等5項目)	水生生物の保全に関する環境基準	指定
淀川水系	宇治川(1)	山科川合流点より上流	Aハ	生物Bイ	国
	宇治川(2)	山科川合流点から三川合流点まで	Bハ	生物Bイ	
	桂川上流	渡月橋より上流	Aイ	桂川上流(1)* 生物Aイ 桂川上流(2)* 生物Bイ	府
	桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	Aイ	生物Bイ	
	桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	Aイ	生物Bイ	
	鴨川上流(1)	高野川合流点より上流	Aイ		
	鴨川上流(2)	高野川合流点から勸進橋まで	Aイ		
	鴨川下流	勸進橋より下流	Aイ		
	木津川(2)	久米川合流点から名張川合流点まで	Aロ	生物Bイ	
木津川(3)	名張川合流点から淀川合流点まで	Aイ	生物Bイ		
由良川水系	由良川上流	大野ダムより上流	AAイ	生物Aイ	府
	由良川下流	大野ダムより下流	Aイ	生物Bイ	
阿蘇海	野田川	全域	Aロ		
山陰海岸	竹野川	全域	Bイ		
淀川水系	小畑川上流	京都市と長岡京市の境界より上流	Aイ		
	小畑川下流	京都市と長岡京市の境界より下流	Aイ		
	大谷川	全域	Bロ		
	高野川上流	花園川合流点より上流	AAイ		
	高野川下流	花園川合流点より下流	Aイ		
	清滝川	全域	AAイ		
	田原川	全域	Aイ		
	弓削川	全域	Aイ		
	園部川	全域	Aイ		
	犬飼川	全域	Aイ		
	有栖川	全域	Aイ		
	天神川	全域	Aイ		
	和束川	全域	Aイ		
	由良川水系	棚野川	全域	Aイ	
高屋川		全域	Aイ		
上林川		全域	Aイ		
八田川		全域	Aイ		
厚川		全域	Aイ		
土師川		全域	Aイ		
牧川		全域	Aイ		
宮川		全域	Aイ		
舞鶴湾	伊佐津川	全域	Aイ		
	河辺川	全域	Aイ		
宮津湾	大手川	全域	Aロ		
山陰海岸	福田川	全域	Aイ		
	宇川	全域	Aイ		
久美浜湾	佐濃谷川	全域	Aイ		

※ 桂川上流(1)は世木ダムより上流、桂川上流(2)は世木ダムより下流を水域の範囲とする。

【備考】

- AA、A、B、C、Eは水域ごとに指定する水質の基準を示す。(具体的な基準は参考のとおり)
- 生物A、生物Bは水域ごとに指定する水質の基準を示す。(具体的な基準は参考のとおり)
- イ、ロ、ハは達成期間を示し、今後の達成見込みから3段階(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成)に区分

4. BOD等5項目: 類型の改定 達成期間の改定 水生生物の保全に関する項目: 新たな類型の指定

審議等の経過

平成21年 11月12日	京都府知事から「水質汚濁に係る環境基準の類型指定の改定等」について府環境審議会あて諮問
11月16日	府環境審議会から環境管理部会あて付議
11月25日	第1回環境管理部会開催 (改定等に当たっての基本的な考え方)
平成22年 2月26日	第2回環境管理部会開催 (第1回部会における議論を踏まえた方向性の整理)
5月17日	第3回環境管理部会開催 (第1回、第2回部会における審議の集約)
7月17日から 8月16日まで	パブリック・コメント実施
8月30日	第4回環境管理部会開催 (答申(案)に係る審議等)

京都府河川類型指定状況(改定等前)



● : 環境基準点

BOD等5項目		水生生物保全項目	
AA類型	BOD 1 mg/L以下	生物B	全亜鉛0.03mg/L以下
A類型	BOD 2 mg/L以下		
B類型	BOD 3 mg/L以下		
C類型	BOD 5 mg/L以下		
E類型	BOD 10mg/L以下		

※府内にD類型が指定されている河川はない。

京都府河川類型指定狀況(改定等後)



BOD等5項目		水生生物保全項目	
AA類型	BOD 1 mg/L以下	生物A	全亜鉛0.03mg/L以下
A類型	BOD 2 mg/L以下	生物B	全亜鉛0.03mg/L以下
B類型	BOD 3 mg/L以下		
C類型	BOD 5 mg/L以下		
E類型	BOD 10 mg/L以下		

● : 環境基準点

● 環境基準点

● 補助点

桂川上流

BOD等5項目

A類型イ

水生生物保全項目

- ・ 桂川上流(1) **生物Aイ(新)**
世木ダムより上流
- ・ 桂川上流(2) **生物Bイ(新)**
世木ダムより下流



世木ダム



寺田橋

八千代橋

越方橋

大堰橋



渡月橋

桂川下流(1)

BOD等5項目
B類型イ→A類型イ
水生生物保全項目
生物Bイ(新)

西大橋

保津峡

久世橋

羽東師橋

宮前橋

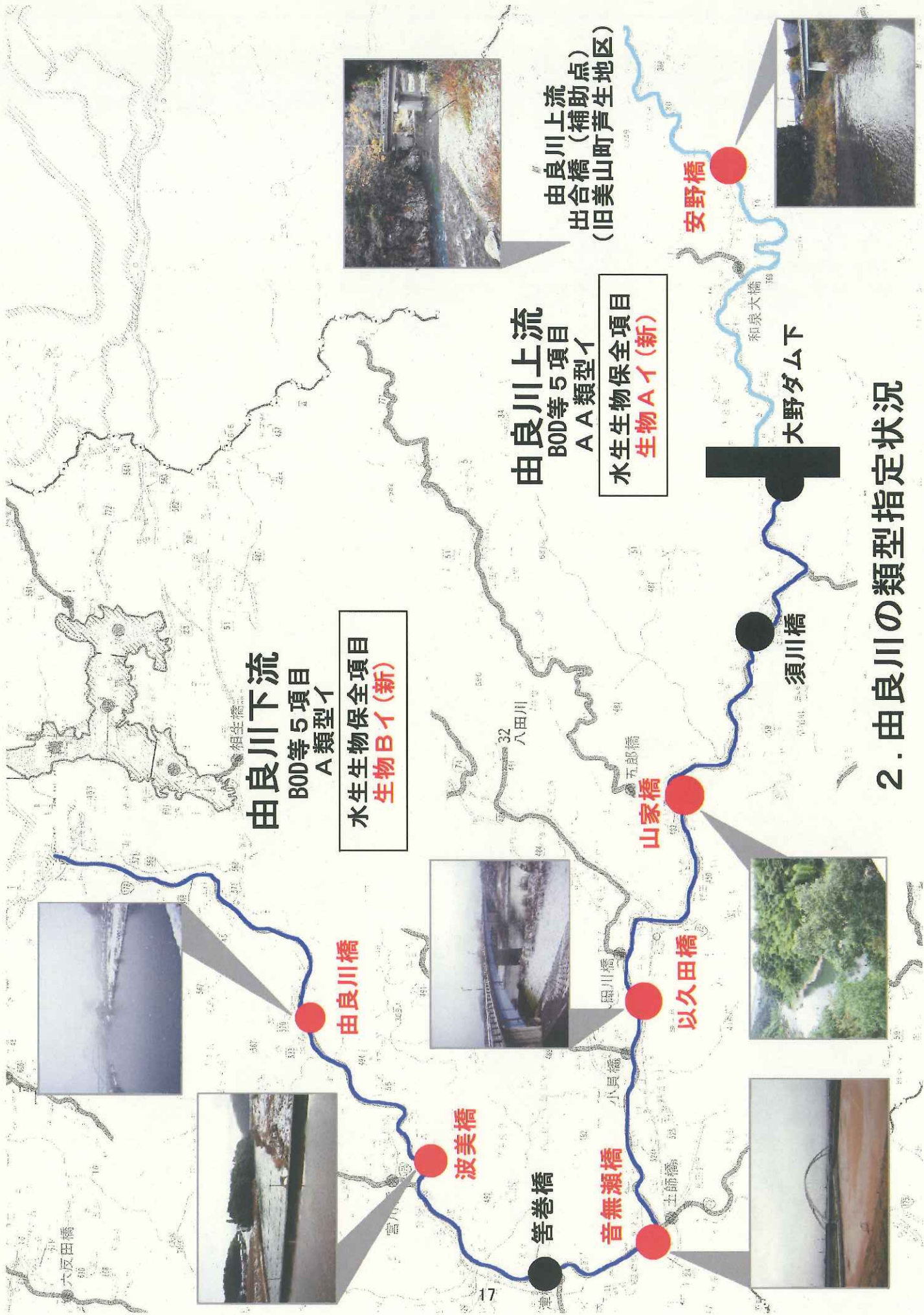
三川合流前

桂川下流(2)

BOD等5項目
B類型ロ→A類型イ
水生生物保全項目
生物Bイ(新)



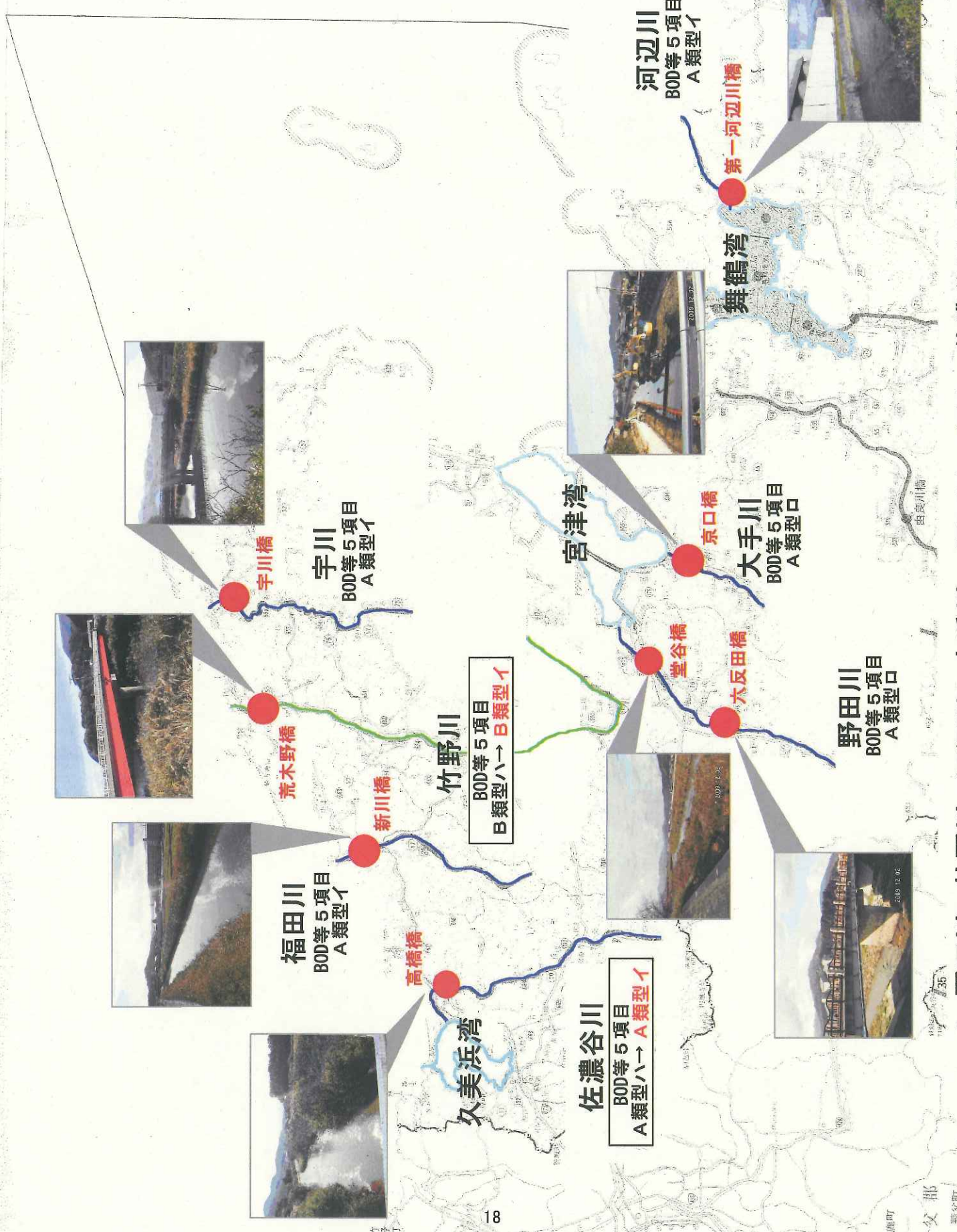
1. 桂川の類型指定状況



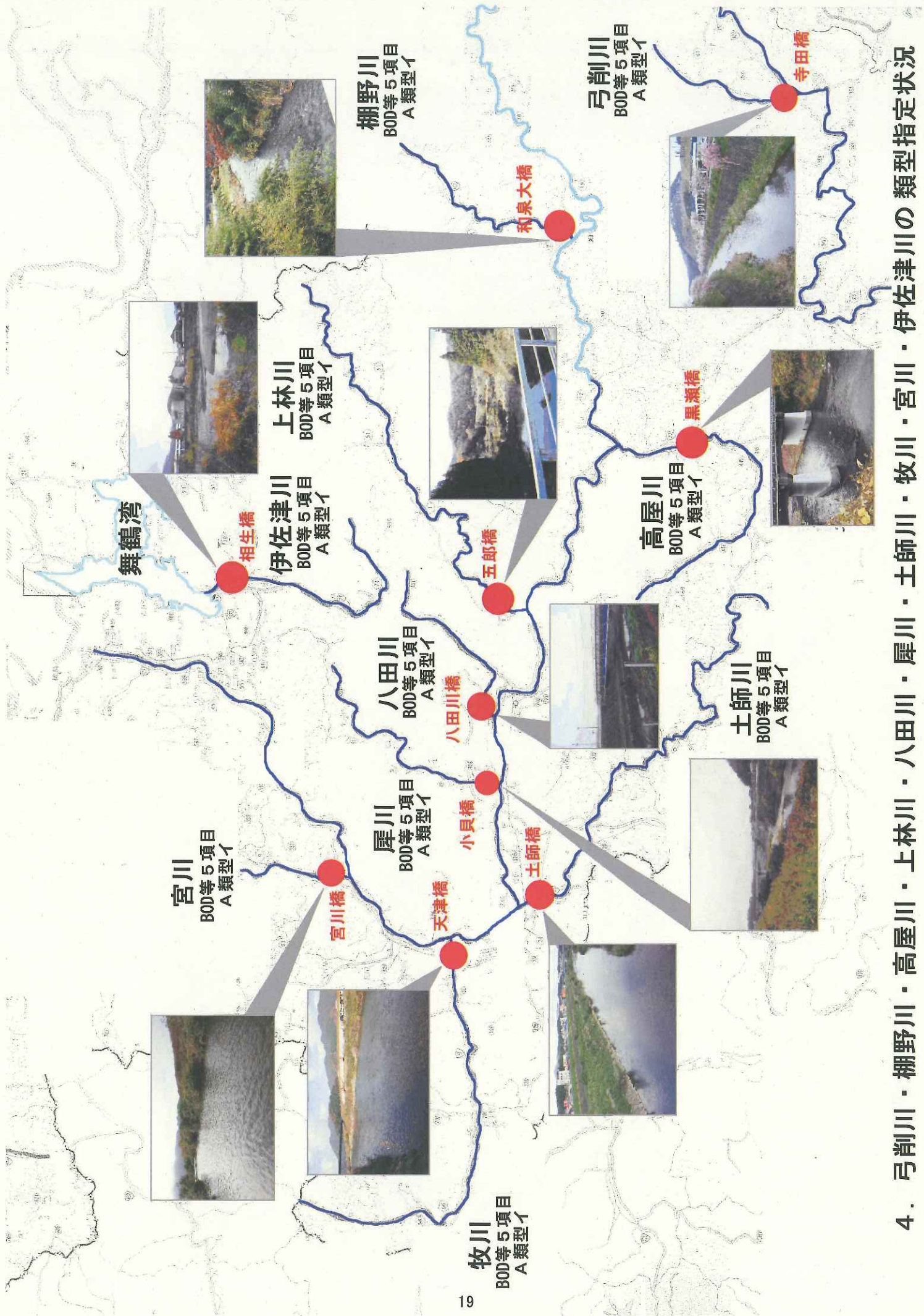
由良川上流
 BOD等5項目
 A A類型イ
 水生生物保全項目
 生物Aイ(新)

由良川下流
 BOD等5項目
 A A類型イ
 水生生物保全項目
 生物Bイ(新)

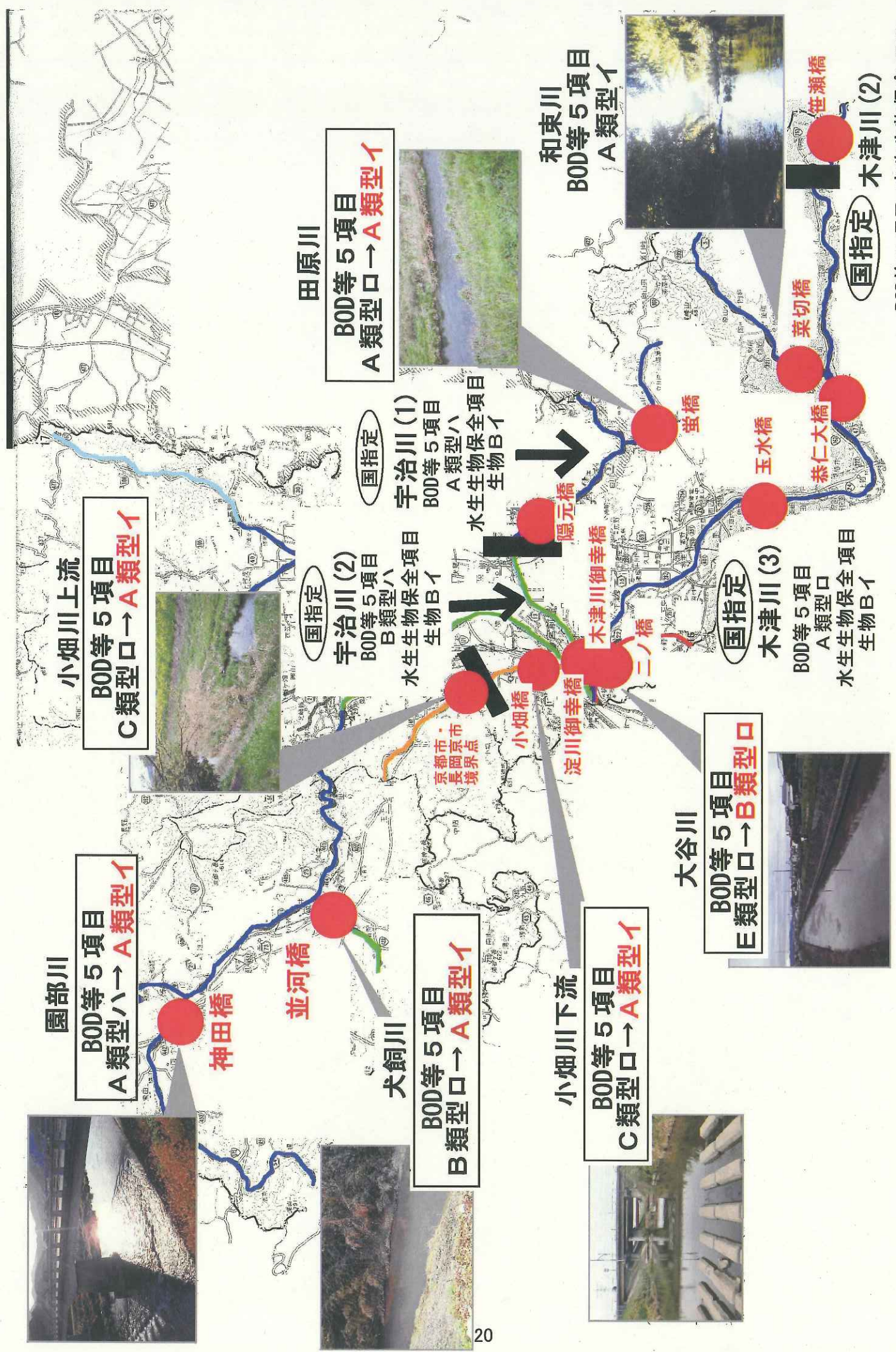
2. 由良川の類型指定状況



3. 野田川・竹野川・河辺川・大手川・福田川・宇川・佐濃谷川の類型指定状況



4. 弓削川・柵野川・高屋川・上林川・伊佐津川の類型指定状況



園部川

BOD等5項目
A類型八→A類型イ

神田橋

田原川

BOD等5項目
A類型口→A類型イ

犬飼川

BOD等5項目
B類型口→A類型イ

小畑川下流

BOD等5項目
C類型口→A類型イ

大谷川

BOD等5項目
E類型口→B類型口

国指定

宇治川(2)
BOD等5項目
B類型八
水生生物保全項目
生物Bイ

国指定

宇治川(1)
BOD等5項目
A類型八
水生生物保全項目
生物Bイ

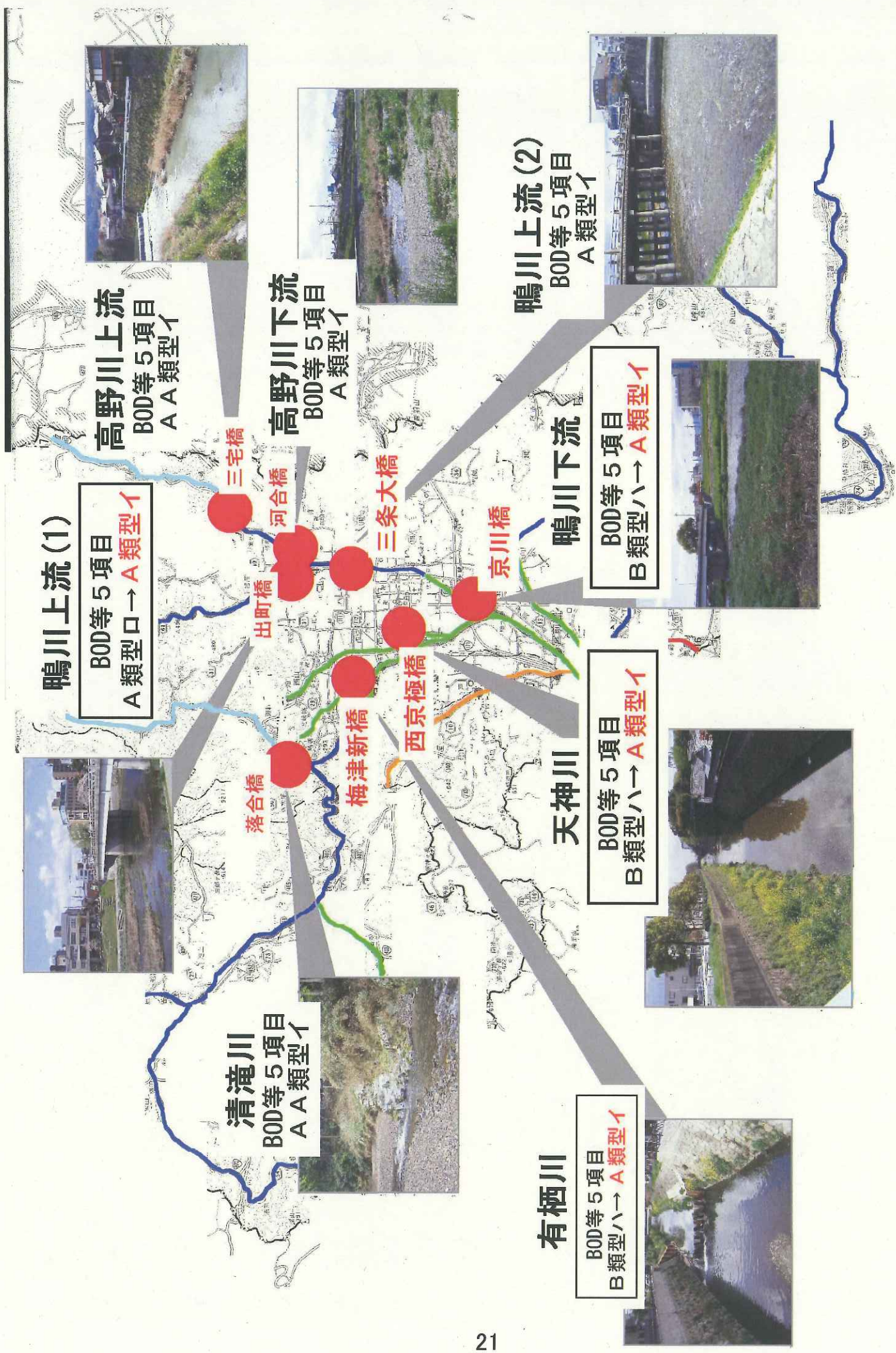
国指定

木津川(3)
BOD等5項目
A類型口
水生生物保全項目
生物Bイ

国指定

木津川(2)
BOD等5項目
A類型口
水生生物保全項目
生物Bイ

5. 宇治川・木津川・小畑川・大谷川・田原川・園部川・犬飼川・和東川の類型指定状況



6. 鴨川・高野川・清滝川・有栖川・天神川の類型指定状況